

障害児相談支援促進補助金 Q&A

令和6年8月1日時点
神戸市福祉局障害者支援課

1. 制度全般について

Q1. この補助金と初回加算の両方を請求することは可能か。

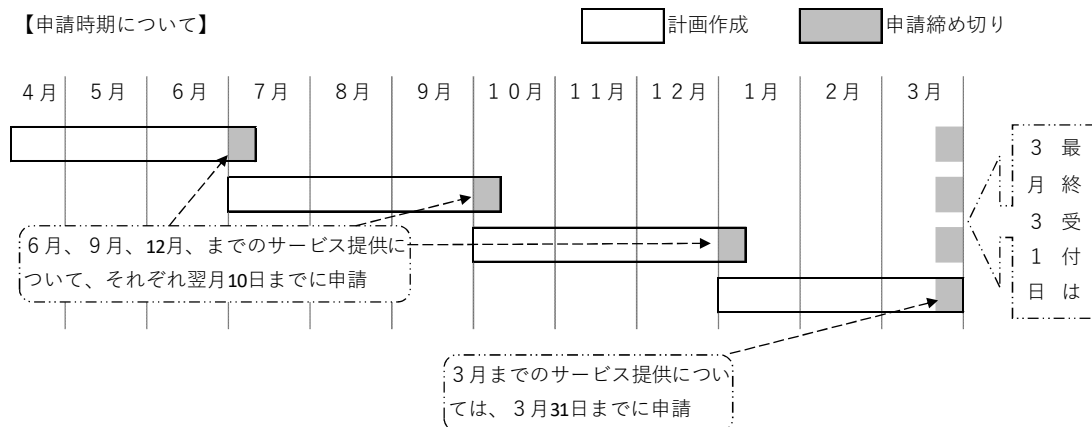
A. 当該補助金は初回加算の請求実績があるものを対象としています。補助金の実績報告の際に国保連請求の明細書を添付していただき、初回加算の実績に応じて補助金を支給しますので、当該補助金をご請求の際は、初回加算についても必ずご請求いただくようお願いします。

なお、本事業は市単独事業となりますので、国への報酬請求とは別途申請手続きが必要です。

Q2. 申請時期と支払い時期は。

A. 令和6年4月以降の実績について、年4回（3か月ごと）受付します。6月、9月、12月、3月までのサービス提供について、それぞれ翌月10日まで（1月～3月のサービス提供については3月31日まで）の申請受付分について、報酬請求エラー等が無ければ3か月以内に補助金が支払われます。

なお、3月のサービス提供については、申請締め切りが提供月中となりますので、見込みの件数でご申請ください。



Q3. 申請は必ず3か月ごとに出す必要があるのか。

A. 原則、3か月ごとの申請をお願いいたします。ただし、報酬請求エラー等により、初回加算の請求が遅れた場合等については、障害者支援課へご連絡のうえ、次回の補助金請求の際に合わせてご請求いただくことが可能です。

ただし、その年度内の最終受付は3月31日（必須）です。間に合わない場合は、原則、補助金をお支払いできなくなりますのでご注意ください。なお、計画相談支援給付費明細書が間に合わない場合は、ご連絡ください。

Q4. 新規利用者は、市外の利用者も対象となるか。

A. 神戸市の計画相談支援の拡充を目的としているため、対象は神戸市において支給決定を受けたものとしします。

Q5. セルフプランから計画相談に移行された場合は対象となるか。

A. 対象となります。

Q6. 過去に計画相談サービスを利用していた方が一旦セルフプランとなり、再度計画相談サービスを利用する場合は対象となるか。

A. 前回の計画相談サービスの支給終了から6か月以上が経過している場合は、補助金の対象となります。

2. その他

Q7. 新規の利用者が来ない場合、どうすればよいか。

A. 事業所所在地の区役所（区保健福祉課）にご相談ください。

Q8. 基幹相談支援センターが開催する研修に原則毎回参加、障害者相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加しなければならないのか。

A. 相談支援専門員のスキルアップや、ネットワーク形成などに大きな効果があると考えられますので、積極的に参加することを要件としています。

その他の要件につきましても、補助対象期間に満たすことができない場合は、別途神戸市より助言・指導を実施する場合がございますので、ご注意ください。

Q9. 「その他市長が認める要件」を満たさない場合とは。

A. 下記のような場合、要件を満たさないため、補助対象となりません。

(例)・申請内容に疑義が生じた場合

- ・代表者や役員、管理者、相談支援専門員本人等が申請前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者である場合や、事業所の指定取り消しを受けている場合

- ・代表者や役員、管理者、相談支援専門員本人等が申請前5年以内に障害者差別・虐待等により重大な指導を受けている場合 など